

全国安全センターの 活動報告と方針案

この一年間の基調がクボタ・ショックに端を発したアスベスト問題にあったことは言うまでもありません。関西をはじめとした各地域安全センターと全国安全センターは、まさに最前線で事態を先導してきたと自負しています。

そして私たちは、今回のアスベスト問題を、一時期の一つの課題に関する問題としてだけでなく、労働災害・職業病全般、さらには公害をも包含した産業災害に係る普遍的な問題ととらえ、予防と補償、国や企業の責任、運動のあり方などをとらえ返す試金石としていく必要性を痛感しています。

そのような問題意識を念頭に置きながら、この間私たちの果たしてきた役割の意義・成果を再確認するとともに、課題を整理することで、第16回総会に対する活動報告及び方針案とします。

第一に、これまでの潜在的被害の掘り起こし及び患者・家族に対する支援の経験と実績をもって、殺到する相談や問い合わせに対応してきました。

昨年—第15回総会議案に書いたように、2004年世界アスベスト東京会議(GAC2004)の開催と中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会(2004年2月)、中皮腫・じん肺・アスベストセンター(2003年12月)の設立は、クボタ・ショックを迎える備えであったとも言えそうです。アスベストセンターは、クボタ・ショック以前から増加し始めていたアスベスト関連の全国からの相談に対応して、「アスベスト問題専門の全国的相談窓口」としてつくられたものです。

各地からの具体的な相談に対しては、全国安全センターネットワーク等をフル稼働させて対応する体制になっています。全国安全センター＝地域安全センターの全国ネットワークとアスベスト問題専門の全

国的相談窓口という「受け皿」が曲がりなりにもできていたことは重要だったと考えています。当初の数か月間、アスベストセンターと主要な地域安全センターの電話はほとんど鳴りつばなしの状態が続きました。

しかも、受け身の対応に終わるのではなく、毎年恒例の全国安全センターとしての全国一斉ホットラインを、問い合わせ等が一段落したかに見えた2005年12月9～10日に実施し、2日間で494件の相談を受け付けました。さらに石綿健康被害救済新法の申請受け付け開始に合わせて再度実施すべきだという各地からの提起を受けて、2006年3月20～22日にも全国一斉ホットラインを実施し、この3日間だけで805件もの相談が寄せられています。いずれも「アスベスト健康被害ホットライン」と銘打って行ったもので、きわめてタイムリーなものでした。

全国安全センターは、2003年度から、「労災職業病なんでも無料電話相談専用フリーダイヤル」(0120-631202)をスタートさせ、全国一斉ホットライン実施期間以外であってもいずれかの地域安全センターにつながるようになっているので、相談専用フリーダイヤルの番号がメディア等で伝えられることの効果は持続的なものとなります。もちろん、アスベスト被害以外の相談や問い合わせにも応じています。

第二に、患者と家族の会と連携、協力しながら、患者・家族の団結と組織化を促進してきました。

患者・家族自らが立ち上がることの重要性、インパクトの大きさを、今回のアスベスト問題はあらためて実証しています。そして、この間、地域安全センターに相談を寄せられた方々に患者と家族の会を紹介し、その会員は増え続けています。

患者と家族の会の支部は、関東支部、横須賀支

部、関西支部に加えて、広島支部(2005年9月29日)、尼崎支部(10月8日)、ひょうご支部(10月29日)、北海道支部(2006年4月22日)、奈良支部(5月21日)、四国支部(5月25日)、東海支部(6月17日)が新たに結成されていますが、各々地元地域安全センターが全面的に支援しているところ。患者と家族の会の全国的な運営はアスベストセンターが支援し、また、地域安全センターがない地域に対しても、アスベストセンターと協力して支援の体制を確保するよう努めています。患者・家族の組織化が、地域安全センターの設立等を促す効果も期待されること。と。

患者と家族の会は、設立後2004年8月14日に独自の要望に基づく初めての厚生労働省交渉を実施していましたが、クボタ・ショックを受けて、2005年7月15日に「国と石綿関連企業に対する要望」を記者会見して発表。政府の縦割り行政を排した取り組みを求めて、内閣府を窓口にした関係府省との合同交渉を同年11月9日、12月15日、2006年4月26日と継続して行っています。12月には新法により救済される方を対象に「アスベスト関連疾患 患者・家族に対する生活実態調査」を実施し、1月13日に報告書も発表しています。

この患者と家族の会の特徴のひとつは、職業病の被害者であるか公害の被害者であるかを問わず、ともに手を携えて活動をすすめていることです。

第三に、現場の事実に基づいて実態、課題と解決の方向性を積極的に提起してきました。

この間、新たな被害事例、新たな問題・課題等としてメディアで流されたニュースの多くが、地域安全センター発であったことはご承知のとおりです。新たな事例が報道されるたびに、さらなる健康被害の掘り起こしがすすむという好循環が生まれました。

世間が目を向けていない課題の提起としては、例えば、一連の報道等によって気がついたときにはすでに時効が消滅してしまっていて労災請求ができないという事案が、クボタ・ショック後1か月の間に大阪・東京・神奈川の相談窓口寄せられたものだけでも100件近くにのぼることを明らかにしたことが典

型的な事例でしょう。メディアが取り上げ、各地の患者・家族が地元出身の国会議員らに時効問題の解決を訴える葉書を出すなどのなかで、あつという間に、関係閣僚会合が対処しなければならぬ重要課題のひとつとして、労災時効問題を位置づけさせることができました。

関係団体とともに、メディアの関心が引かないように、「アピールするネタ」をたえず提供できるよう意識的に努力したという面もあります。ただし一方で、もっと打ち出しておくべき課題があった、もっとやれることがあったのではないかと反省する面もあります。

第四に、独自に、また、石綿対策全国連絡会議の中核メンバーのひとつとして、国民的キャンペーンの展開及び国会対策等においても重要な役割を果たしてきました。

全国安全センターは、石綿対策全国連絡会議の中心メンバーのひとつとして、この間、代表委員のひとりとして事務局も送り出しています。

1987年に労働組合と市民団体、アスベスト問題に関心を寄せるその他団体・個人によって設立された石綿対策全国連絡会議は、これまでの日本におけるアスベスト問題を切り拓き、患者と家族の会結成に至る2年間にわたる準備を支援し、また、2004年11月の世界アスベスト東京会議(GAC2004)の開催を支えてきました。(しかし、乏しい財源と諸団体・個人のボランティアに支えられる体制では、「アスベスト問題専門の全国的相談窓口」の機能まで担うことは困難であり、アスベストセンターの設立が必要とされたわけです。)

石綿対策全国連絡会議は2005年4月13日の第18回総会で、「草の根でアスベスト問題に取り組む団体・個人のもっとも広範なネットワークとして、情報収集・提供、各々の取り組みの連携・調整、共同キャンペーンの推進等の役割を担っていく」という方針を確認しました。

その直後に、クボタ・ショックによって、ただちにその真価が問われることになったわけですが、全国連は自らに課したのにふさわしい役割を果たしたと考えています。

7月26日の「アスベスト問題に係る総合的対策に関する提言」、総選挙時の政党に対する公開質問状、9月15日の「アスベスト新法に対する緊急の意見表明等」によって、まさに世論をかたちづくり、また、100万人署名運動と、1月21日の国会緊急集会、30日の国民決起集会・国会請願デモ等を通じて国民的キャンペーンを展開しました。

この間、連合、全労連、ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議や弁護士会等が提言や方針を明らかにしましたが、いずれも全国連が提起してきた内容に沿ったものであり、そういう面でも、「すべてのアスベスト被害者に公正な補償！アスベスト対策基本法の制定」というスローガンに集約される「国民の声」を作り上げることができたと考えます。さらに、これらの団体の代表を1月21日の国会緊急集会、30日の国民決起集会に迎えて連携・協力を確認し、アスベスト問題に取り組む輪をより広げることができました。これは、GAC2004の賛同団体に広範な多数の団体が名を連ねたという実績を前進させたということでもあります。

国会対策等も、可能な限り全国連内外の諸団体等と連携をとりながらすすめられました。結果的に1,871,473筆に達した100万人署名の請願の紹介になっていた国会議員の数は150名を超えました。クボタ・ショック直後にあったアスベスト問題に取り組むための超党派議員懇をつくろうという機運は、与党内の一部の動きによってつぶされたと思われ、とくに総選挙での自民党の圧勝後は与党内の壁は厚かったわけですが、ワーカーズ・メモリアルデーの4月28日に発表された「アスベストの世界的禁止を要求する世界の国会議員の共同アピール」には、公明党も含めた四党の日本の国会議員も名を連ねています。

第五に、尼崎クボタ周辺住民のアスベスト公害の因果関係の解明と企業責任の追求を並行してすすめる、公害としてのアスベスト被害に対処するモデルを示してきました。

発端となった尼崎市のクボタ旧神崎工場周辺住民のアスベスト公害に関して、百名を超す患者・家

族が患者と家族の会尼崎支部を結成して団結し、支援の患者と家族の会関西、関西労働者安全センター、尼崎労働者安全衛生センターと一体となって、加害企業クボタの責任追求に当たることができたことも特筆すべきことです。

労災保険給付に加えて1,500～3,200万円の企業内上積み補償が支給される職業曝露の被害者(クボタの労働者)と同等の補償を環境曝露の住民被害者にも実現させることを基本目標にクボタとの集団交渉に臨み、短期間のうちに2,500～4,600万円の救済金支払いのルール確立で合意に達することができたことも画期的でした。因果関係を明言していないことも含め積み残しの課題があることは事実ですが、「職業曝露の被害者と同等の補償を実現」と言ってよい内容ではないかと評価できます。

このことに加えて、関西労働者安全センター、尼崎労働者安全衛生センター等が早い段階で研究者に因果関係の科学的解明を依頼し、研究者が事態の重大性を受け止めてこれに応え、年末から年度末にかけてその結果がまとめられ、公表されたことの意義をあらためて確認すべきです。

クボタ・ショックまでに確認できていた住民中皮腫患者は療養中3名、死亡2名の計5名でしたが、主だった地域安全センター関係者等が緊急に尼崎に集まって情報と認識を共有し合った2005年7月16日の時点で、その数はすでに38名になっていました。地域安全センター等に連絡のあったこれらの患者・家族に研究者が面談してもらい職歴・居住歴や医学情報等を確認、分析するという作業が開始されたのです。年度末の時点を一区切りにとめられた報告書―車谷典男・熊谷信一『尼崎市クボタ旧神崎工場周辺に発生した中皮腫の疫学評価』は、2006年6月号で紹介してあります。

この調査結果は、第一に、クボタ・アスベスト公害の因果関係について私たち自身、そして人々に確信を与え、第二に、そのことによってクボタから責任回避の逃げ場をなくして、上述の救済金支払いルールの合意確立を促進するとともに、第三に、国や自治体の対応のまずさを浮き彫りにしました。

在野のイニシアティブでこのように短期間のうちに科学的な因果関係解明の努力がなされたことの意

義はどれだけ強調しても、しすぎることはないと思います。国や自治体がまずなすべきことのひとつもこれだと思われるのですが、国や自治たちにはその意志があるのかどうかすらもまだ定かではありません。これは今回のアスベスト問題に限ったことではないと考えられることから、一層、在野のイニシアティブが重要になってくるわけです。

車谷・熊谷報告の分析対象者の約6割が尼崎市から転出していたことから、尼崎市・兵庫県内で届け出られた死亡診断書だけを対象にしている環境省・尼崎市の調査の限界がすでに露呈していることにもなります（適切に行われれば、車谷・熊谷報告を補強することはできるでしょう）。

2006年7月1-2日に名古屋で開催された全国安全センターのアスベスト相談事例検討会では、市町村別の中皮腫死亡者数すらいまだ公表されていないことの問題点と公表させることの重要性が議論されました。尼崎以外の地域におけるアスベスト公害の現状把握及び因果関係解明の鍵となるからです。

企業責任という面でも、クボタ以外についてはすべてこれからの課題です。とりわけ、住民被害が報告され、見舞金・弔慰金をすでに払い、住民検診の結果も工場周辺のアスベスト曝露の事実を示しているにもかかわらず、クボタの水準を値切った救済金支払いを一方向的に発表して、金を払うのだから文句ないだろうとばかりに、患者・家族や住民への謝罪と話し合いの道を避けようとしているニチアス、竜田工業に対する責任追求の取り組みが重要です。

第六に、当初から職業病と公害の同根性を強調し、双方の被害者、及び労働者と住民の連帯を訴え、促進してきました。

日本と世界の公害問題に取り組むなかで早くからこの点を指摘してきた故田尻宗昭、原田正純先生に議長を努めていただき、鈴木武夫先生に顧問をお願いしてきた私たちは、クボタ・ショック直後から、アスベスト被害は職業病と公害が根っこが同じ、ひっくるめて産業災害とも呼ぶべきものだとして強調してきました。また、石綿対策全国連絡会議は、結成当初から、アスベストを労働問題の枠に閉じ込めることな

く、労働者と住民が一体となって総合的な対策を確立すべきであると訴えてきました。

私たちは今こそ、これを主張から行動へ、運動へとかたちにしていかなければならないときだと考えます。公害、業害、職業病被害者の共同闘争、被害者・家族、住民、労働者と労働組合の共同闘争としての取り組みを展望していきたいと考えています。

第七に、2004年世界アスベスト東京会議の成功を支えた草の根国際交流を発展させながら、地球規模でのアスベスト問題の解決に向けた国際的努力との連携を図ってきました。

第16回総会議案に書いたように、「GAC2004は、この間のアジアの労働安全衛生NPOとの相互交流、アスベスト問題に取り組む世界の諸団体・個人との連絡・連携を集約する場ともなりました」。

そして、「GAC2004の成果と新たな出会いを跳躍台として、草の根国際交流を一層促進していきます」としたわけですが、クボタ・ショックとそれに対して日本がどのような対応をとるのかは、国際的にも注目されました。

残念ながら、石綿健康被害救済新法を含めてこの間の国の対応に、世界に見本として示せるような内容はないままに終わっており、結局、日本のように対策が後手に回ると、職業病としてだけでなく公害も含めたアスベスト被害の激増と社会的パニックに見舞われることになるという負の教訓を提起する立場のままです。ただし、ここにまとめているような在野の私たちの取り組みのいくつかについては、参考になるという評価をいただいています。

2006年6月の第95回ILO総会は、地球規模での禁止を促進する「アスベストに関する決議」を採択しました（7月号51頁参照）。労働組合をはじめとしたアスベスト問題に取り組む世界の諸団体・個人の力でかちとった重大な到達点です。ここに至る重要なステップとしてGAC2004があったことを、世界の主要な関係者らが認めています。

そして、GAC2004を直接引き継ぐようなかたちでの最初のアジア・アスベスト会議が、7月26-27日にタイ・バンコクで開催されます。その前にILO決議が

採択されたことは、絶妙のタイミングと言えるでしょう。

第二、第三のアジアでの取り組み、そして2008年に予定される南アフリカでの世界アスベスト会議(GAC2008)に向けて、地球規模でのアスベスト禁止の実現を展望していくことはもはや夢ではなくなったと言えます。向こう2年間の取り組みが決定的に重要になっています。全国安全センターとしても、草の根の労働安全衛生団体との連携強化を基軸に、最善の努力を尽くしていきたいと思えます。

石綿被被害救済新法等について

これまで成果に焦点をあてて書いてきました。しかし、石綿健康被害救済新法は、「すべてのアスベスト被害者に公正な補償」の実現にはほど遠く、「アスベスト対策基本法の制定」の目途もたっていません。アスベスト問題は、日本においても、決して終わってはいないのです。

クボタ・ショック一周年のメディアの報道ぶりに接して気になった一気がついた点があります。それは、いろいろ問題はあるにせよ、何の救済もないゼロだったのだから、ないよりはまし、石綿健康被害救済法ができたのはよいことじゃないかという論調です。

実は、国会での法案採択の舞台裏でも、これは重要なポイントでした。政府・与党が、まさにこのロジックで、野党は審議であれこれ言っても最後は反対できないだろうとタカをくくっていたことは明らかです。在野の大方の見方もそうだったと言って間違いないでしょう。

私たちが国会審議の最終段階で言ってきたことは、当事者一患者・家族らの参加なしにつくられた法案が、与党絶対多数のもとで絶対不変のものなのか、それとも変わり得るものなのかということを示すことが決定的に重要だということでした。

各党の関係者は各々真剣に問題を考えてくれたと感じています。衆議院の環境委員会で修正案を提出できる立場にあった野党は民主党だけでしたが、①療養手当の加算、②就学援護等の措置に係る規定の追加、③見直し検討を3年以内という修正案をぎりぎり譲れない最小限の要求として提出し、それすら受け入れられなかったことから救済新法案に反

対。結果的に本会議、参議院段階も含めて、民主党、共産党、社民党は救済法案に反対しました。そして私たちは、この野党の姿勢を支持しています。

前述のような論調のメディア関係者に、そういう採択の結果を知っているかと聞くと、知らない、または覚えていないという答えが返ってくることに唖然とさせられます。「ないよりははまだから野党も賛成したはず」と思い込んでいる場合すらあります。そのようなメディアに対しては、1987年の学校パニック時の二の舞を踏まないよう警告する必要があるでしょう。

私たちは、石綿健康被害救済新法の5年後(以内)の部分的な見直しではなく、作り直しとアスベスト対策基本法の制定が必要であると考えています。

企業と国の責任追求について

職業病と公害を問わず、アスベスト企業に対する責任追求の取り組みは始まったばかりです。

この面ではすでに各地の地域安全センター等の努力を含めて、一個人または一家族での取り組み、尼崎のように患者・家族の集まりによる取り組み、あるいは造船や旧国鉄のアスベスト被害のように、患者・家族の集まりを労働組合がバックアップするかたちでの取り組みなど、様々なパターンが試みられています。

また2005年7月には、アスベストセンター(東京)や関西労働者安全センター(大阪)等と協力しながらアスベスト被害救済のための訴訟、法律相談活動に取り組んできた弁護士を中心に、アスベスト訴訟関東弁護士団、アスベスト訴訟関西弁護士団がそれぞれ結成されています。アスベストセンターも「法律プロジェクト」において、法律相談を必要とする方たちの相談に応じる体制をとっていますが、今後、アスベスト訴訟が増加することも間違いありません。泉南で開始された訴訟のように、国の責任が司法の場で問われることも必至です。

アスベスト問題の取り組みを通じて、地域安全センターの拡大及びそれにつながる動きがでてきていることを大事にしながら、全国安全センターの拡大・強化も追求していきます。



【→9頁から続】

労補発第01201001号)

「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」(1999年9月14日付け基発第544号)に当てはめるセクシャルハラスメントの概念、内容、判断指針による評価の留意点が示された(2006年1・2月号28頁参照)

③ 胸腹部臓器の障害等級表及び障害等級認定基準の一部改正等

2006年1月25日付け基発第0125001号「労働基準法施行規則及び労災保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について」及び同日付け基発第0125002号「胸腹部臓器の障害に関する障害等級認定基準について」により、障害等級表と障害等級認定基準の一部が改正され、2006年4月1日から施行された。

また、胸腹部臓器の障害に係るアフターケアについても、同日付け基発第0125003号「労働福祉事業としてのアフターケア実施要領及びアフターケア委託費の点検業務等委託事務処理要領の一部改正について」により、新設・拡充が図られた。

④ 通勤災害保護制度の改正

2006年4月1日から改正労災保険法が施行され、新たに、複数の事業主に雇用される者の事業場間の移動及び単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居の間の移動が、通勤災害保護制度の対象として追加された(2006年3月31日付け基発第0331042号「労災保険法の一部改正及び労災保険法施行規則及び労災保険特別支給金支給規則の一部を改正する省令の施行について」)。

⑤ 振動障害に係る検査項目及び検査手技等の見直し

「振動障害の検査指針検討会報告書」がまとめられた(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/03/s0301-3.html>)ことを受けて、振動障害に係る検査項目及び検査手技を見直す通達が発出される予定になっており、この問題も7月20日に実施予定の本年度の厚生労働省交渉で取り上げる予定である。

⑥ 労災隠し対策

第163回特別国会の衆参厚生労働委員会で対策を推進すべき旨の附帯決議がなされていることから、労災隠し対策について、周知・広報等の方策を含めた通達が発出されることとなっている。



全国労働安全衛生センター連絡会議(略称:全国安全センター)は、各地の地域安全(労災職業病)センターを母体とした、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月12日に設立されました。

①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか、②労災認定・補償問題等々での相談、③「労働安全衛生学校」の開催や講師の派遣など学習会・トレーニングへの協力、④働く者の立場で調査・研究・政策提言、⑤世界の労働安全衛生団体との交流などさまざまな取り組みを行っています。

「安全センター情報」は、運動・行政・研究等各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各国の状況など、他では得られない情報を掲載しています。

●購読会費:1部年額10,000円(複数割引あり)

●見本誌を請求してください。

セン

安全 センター 情報

2005年度収支決算案

2005年4月1日から2006年3月31日

1) 収入の部

勘定科目	決算額	前年度決算額	増減	予算額	増減
地域C会費	1,860,000	1,830,000	30,000	2,000,000	▲ 140,000
賛助会費	4,911,000	4,272,000	639,000	5,000,000	▲ 89,000
購読会費	519,200	479,200	40,000	800,000	▲ 280,800
寄付金収入	630,000	590,000	40,000	800,000	▲ 170,000
資料頒布費	68,778	39,790	28,988	300,000	▲ 231,222
雑収入	1,527,381	2,685,002	▲ 1,157,621	1,500,000	27,381
前期繰越金	584,788	398,977	185,811	584,788	0
合計	10,101,147	10,294,969	▲ 193,822	10,984,788	▲ 883,641

2) 支出の部

勘定科目	決算額	前年度決算額	増減	予算額	増減
人件費	3,923,557	4,005,384	▲ 81,827	4,200,000	▲ 276,443
活動費	964,890	684,260	280,630	700,000	264,890
印刷費	2,113,333	2,066,311	47,022	2,400,000	▲ 286,667
通信運搬費	817,822	962,911	▲ 145,089	1,000,000	▲ 182,178
什器備品費	277,333	485,954	▲ 208,621	500,000	▲ 222,667
図書資料費	141,175	249,240	▲ 108,065	300,000	▲ 158,825
消耗品費	276,868	119,186	157,682	200,000	76,868
会議費	401,630	1,120,915	▲ 719,285	1,000,000	▲ 598,370
頒布資料費	0	0	0	100,000	▲ 100,000
雑費	169,360	16,020	153,340	100,000	69,360
予備費	0	0	0	484,788	▲ 484,788
小計	9,085,968	9,710,181	▲ 624,213	10,984,788	▲ 1,898,820
次期繰越金	1,015,179	584,788	430,391		
合計	10,101,147	10,294,969	▲ 193,822		

貸借対照表(2005年3月31日現在)

1) 資産の部

勘定科目	金額		前年度末現在金額
現金	154,454		237,177
預金			
普通預金(東京労働金庫)	351,949		306,753
普通預金(富士銀行)	26,628		7,428
郵便振替	482,148		33,430
資産合計		1,015,179	584,788

2) 負債及び正味財産の部

勘定科目	金額		前年度末現在金額
借入金	0		0
未払金	0		0
負債合計		0	0
次期繰越金	1,015,179		584,788
正味財産合計		1,015,179	584,788
負債及び正味財産合計		1,015,179	584,788

明日をください



今井明 写真・文

アスベスト公害と患者・家族の記録

発行/「明日をください」出版委員会
 B5版108ページ/定価1500円(送料別)
 (郵便振替口座「明日をください」出版委員会)
 口座番号 00100-4-631175

連絡先

■中皮腫・じん肺・アスベストセンター
 〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル 5F
 TEL 03-5627-6007 FAX 03-3683-9766
 E-mail info@asbestos-center.jp

アスベスト公害と患者・家族の記録
 今井 明 写真・文

『明日をください』

クボタ・ショックから一年
 石綿健康被害救済新法が施行されても
 アスベスト問題は終わらない
 横須賀からクボタまで
 明日への思いをつなぐフォトドキュメント

2006年度収支予算案

2006年4月1日から2007年3月31日

1) 収入の部

勘定科目	予算額	前年度決算額	増減	前年度予算額	増減
地域C会費	2,000,000	1,860,000	140,000	2,000,000	0
賛助会費	5,000,000	4,911,000	89,000	5,000,000	0
購読会費	800,000	519,200	280,800	800,000	0
寄付金収入	800,000	630,000	170,000	800,000	0
資料頒布費	300,000	68,778	231,222	300,000	0
雑収入	1,500,000	1,527,381	▲ 27,381	1,500,000	0
前期繰越金	1,015,179	584,788	430,391	584,788	430,391
合計	11,415,179	10,101,147	1,314,032	10,984,788	430,391

2) 支出の部

勘定科目	予算額	前年度決算額	増減	前年度予算額	増減
人件費	4,200,000	3,923,557	276,443	4,200,000	0
活動費	1,000,000	964,890	35,110	700,000	300,000
印刷費	2,400,000	2,113,333	286,667	2,400,000	0
通信運搬費	1,000,000	817,822	182,178	1,000,000	0
什器備品費	500,000	277,333	222,667	500,000	0
図書資料費	300,000	141,175	158,825	300,000	0
消耗品費	300,000	276,868	23,132	200,000	100,000
会議費	400,000	401,630	▲ 1,630	1,000,000	▲ 600,000
頒布資料費	100,000	0	100,000	100,000	0
雑費	200,000	169,360	30,640	100,000	100,000
予備費	1,015,179	0	1,015,179	484,788	530,391
合計	11,415,179	9,085,968	2,329,211	10,984,788	430,391

全国安全センター情報公開推進局ホームページ

<http://www.joshrc.org/~open/>

2006年度役員体制案

議長	天明 佳臣	(社団法人神奈川労災職業病センター所長、医師)
副議長	浜田 嘉彦	(財団法人高知県労働安全衛生センター専務理事)
	平野 敏夫	(NPO法人東京労働安全衛生センター代表、医師)
	吉川 照芳	(元労働基準監督官、前置賜労働基準協会専務理事)
運営委員	西 畠 正	(三多摩労働安全衛生センター議長、弁護士)
	西田 隆重	(社団法人神奈川労災職業病センター専務理事)
	白石 昭夫	(NPO法人愛媛労働安全衛生センター事務局長)
	原 知之	(自治体労働安全衛生研究会事務局次長)
	飯田 浩	(尼崎労働者安全衛生センター事務局長)
事務局長	古谷 杉郎	(専従)
事務局次長	西野 方庸	(関西労働者安全センター事務局長)
	飯田 勝泰	(NPO法人東京労働安全衛生センター事務局長)
会計監査	榊原 悟志	(名古屋労災職業病研究会、情報公開推進局)
	片岡 明彦	(関西労働者安全センター事務局次長)
特別顧問	五島 正規	(前衆議院議員)
顧問	鈴木 武夫	(元国立公衆衛生院院長)
	原田 正純	(熊本学園大学助教授、熊本県労働安全衛生センター副理事長)
	井上 浩	(元労働基準監督官、自治体労働安全衛生研究会副会長)

賛助会員 定期購読のお願い



全国安全センターの活動に御賛同いただき、ぜひ賛助会員として入会して下さい。

賛助会費は、個人・団体を問わず、年会費で、101万円で10以上です。「安全セン

ター情報」の購読のみしたいという方には購読会員制度を用意しました。こちらも年会費で、1部の場合は賛助会費と同じ年101万円です(総会での決議権はありません)。賛助会員には、毎月「安全センター情報」をお届けするほか(購読料は賛助会費に含まれます)、各種出版物・資料等の無料または割引提供や労働安全衛生学校などの諸活動にも参加できます。

● 東京労働金庫田町支店「(普)7535803」

● 郵便振替口座「00150-9-545940」

名義はいずれも「全国安全センター」

全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

TEL (03)3636-3882 FAX (03)3636-3881